



平成14年度国土交通省PFIセミナー

平成15年2月19日

PFI事業契約について

三井安田法律事務所
弁護士 前田 博

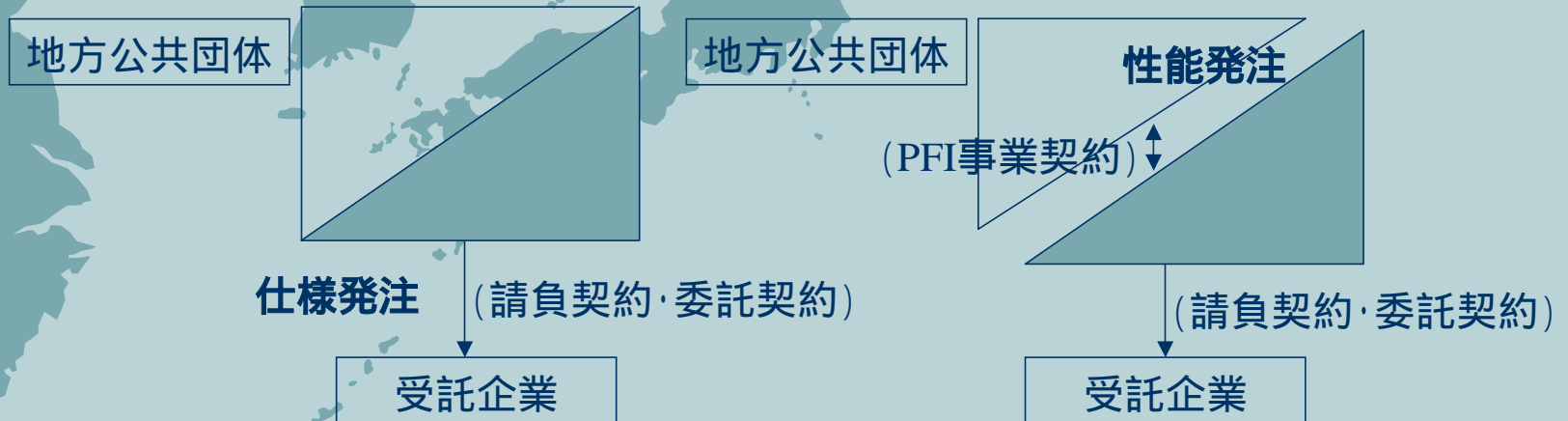
PFI 事業契約について

I. PFI方式の意義

1. 発注方式

公共工事方式

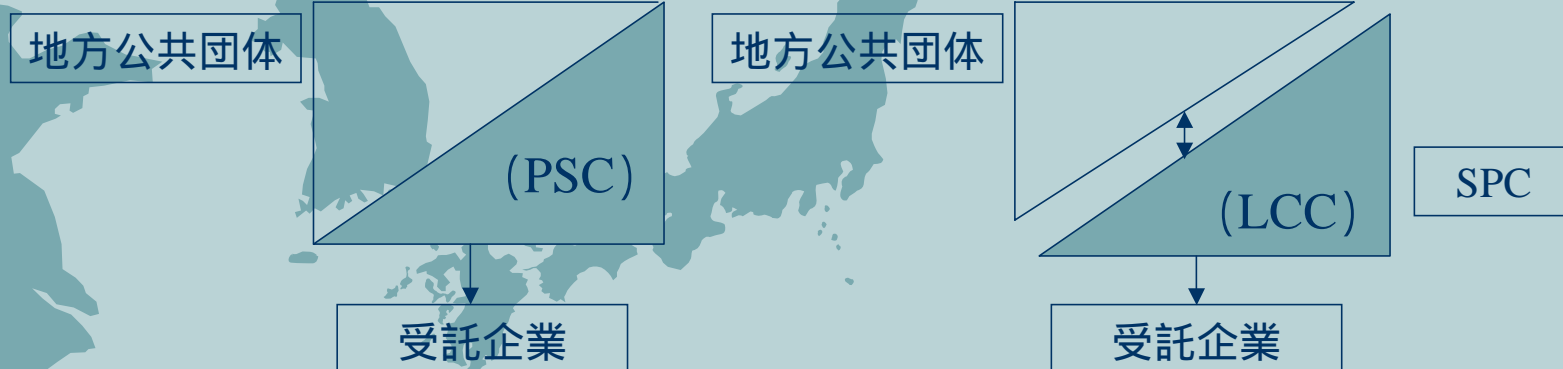
PFI方式



2. VfMの確認

公共工事方式

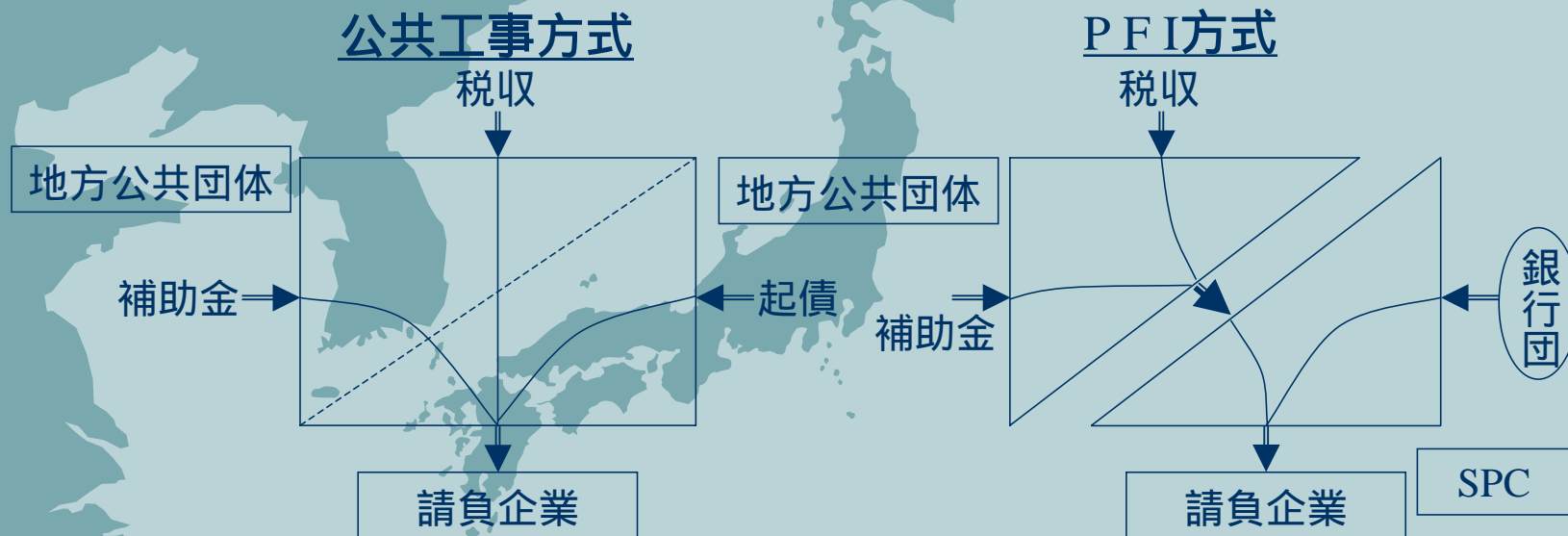
PFI方式



VfMの確認

特定事業の対象業務として確定されたものについて、公共工事方式の場合の事業期間の事業費総額 (PSC-LCC) とPFIで行った場合の事業費総額 (PFI-LCC) とを比較し、PFI方式で事業を行うことにVfMがあることを確認する。

3. PFI事業における資金の流れ (1) 施設整備費の支払

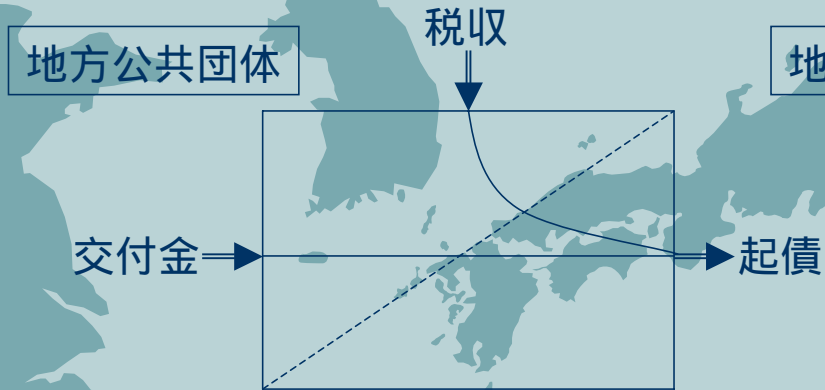


公共工事方式: 事業に要する費用を補助金、起債により調達し、これを施設整備費として請負企業へ支払い、満期に一括して返済する。

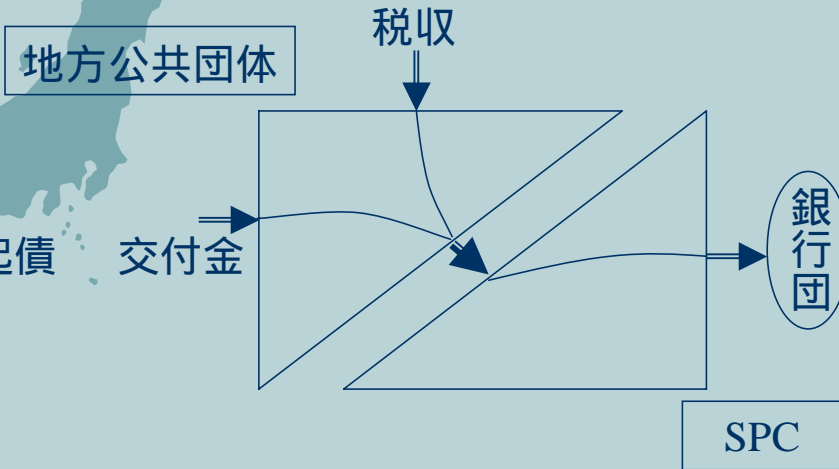
PFI方式: 事業に要する資金の調達を民間に委ね、これを長期間平準化してSPCに支払うことが可能となる。

(2) 借入金の返済

公共工事方式

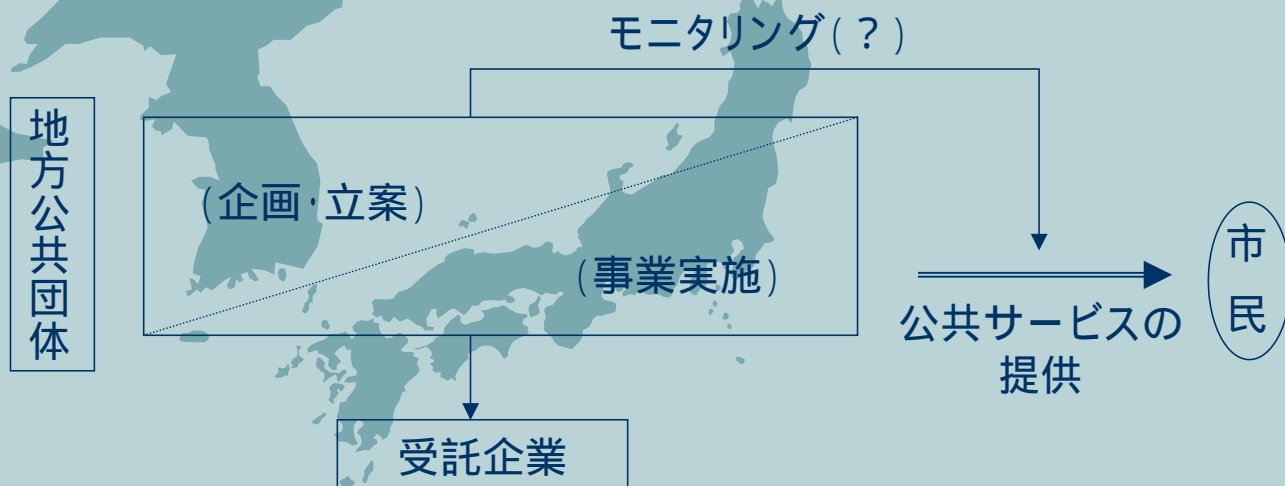


PFI方式



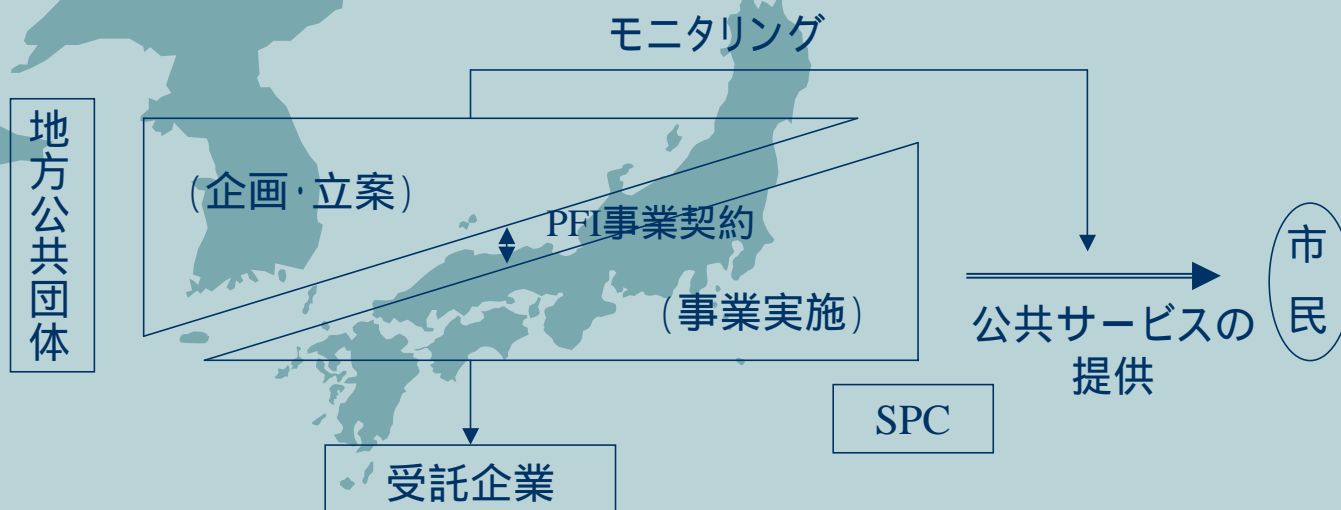
4. モニタリングの重要性

(1) 公共工事方式の場合



従来の公共工事方式：地方公共団体は、自らが市民に提供したサービスについて、自ら又は第三者機関に委託してモニタリングを実施する。
自己モニタリングの限界・・・サービスの質が担保されないおそれがある。

(2) PFI方式について



PFI方式：PFI方式は、モニタリングの実施者(病院組合)と行政サービスの提供者(SPC)を分離する。

実効性のあるモニタリングにより、効率的かつ効果的なサービスを確保できる。

II. PFI事業契約の目的、内容

1. 公共サービスとして具備すべき要件、水準の合意

(1) 「要求水準」を満たすサービスの提供

仕様発注から性能発注へ

・事業契約は、SPCが地方公共団体に対し「要求水準」を満たすサービスを提供し、地方公共団体がSPCに対し当該サービスの対価を支払う旨を規定している。

・「要求水準」とは、地方公共団体の要求するサービスの内容と質を定めたものをいう。

・SPCの業務を「『要求水準』を満たすサービスの提供」とすることにより、従来型の仕様発注では確保することが困難であったサービスの「内容と質」を担保することが可能となった。

(2) モニタリングによる監視 仕様発注から性能発注へ

- ・事業契約においては、地方公共団体によるSPCが提供するサービスに対する監視(以下「モニタリング」という。)の手續を規定している。
- ・SPCが現実に「要求水準」を満たす業務を提供しているか否か測定し、評価する手續がなければ、「要求水準」を満たすことを業務の内容とすることによりサービスの「質」を担保することができない。

(3) モニタリングの仕組み

- ・地方公共団体が、日常、定期、随時のモニタリングを行うことにより、SPCの提供するサービスの「質」をチェックする。
- ・モニタリングの結果、要求水準が満たされていない不適正なサービスであることが判明した場合、その程度に応じて、SPCによる自主的改善、地方公共団体による業務改善勧告、サービスの対価の減額(ペナルティ)などを行う。
- ・要求水準の未達が確認された場合であっても直ちにペナルティを課すのではない。SPCから業務改善計画の提出を求め、これによりSPCが要求水準未達の原因を究明し、サービスの「質」を要求水準のレベルにまで回復させる為の改善措置を実施する機会を与えることにより、より確実な効率的かつ効果的なサービスの提供を確保できる仕組みを設ける。
- ・地方公共団体は、SPCに対し、地方公共団体が合理的に要求する書類(：日報や月報など)の提出を求める。



2. SPCによる業務統括

(1) SPCのマネジメント能力

・PFI事業においては、SPCが委託された業務を協力企業、受託企業が担当し、遂行するので、安定した効率的かつ効果的なサービスを提供するうえでSPCの業務統括(マネジメント)能力が重要である。

・SPCは、「要求水準」を満たすサービスを地方公共団体に提供するため、適切な業務別仕様書を作成・提出し、適切な協力企業等に個々の業務を担当させる。

・SPCは、協力企業等が提供するサービスが「要求水準」に満たしているか、業務別仕様書に従っているかを監視する(SPCによるモニタリング)とともに、必要に応じて当該協力企業等の育成を行い、場合によっては、代替の協力企業を選定する。



(2) 包括的業務委託 隙間業務の排除

・維持管理・運営を包括的に委託することで、多数の受託企業に対し、多数の業務を個別に発注した際に受託業務間に隙間が生ずることがあった。従来、地方公共団体の職員が隙間業務を行っていたが、包括委託することで、その必要がなくなるようにする。



3. 長期契約としての必要な工夫

(1) 長期委託契約 協働による業務実施体制

- ・長期契約とすることで、地方公共団体とSPCによる協働による業務実施体制の十分な成熟を図り、PFI方式による経営の効率化等のメリットを享受できるようにする。

(2) 変化への対応 長期契約の弱点の克服


・技術等の進歩、地方公共団体に求められる公共サービスの質の変容、法制度の改正などの変化に対応できるようにするため、一定周期に業務を見直す旨の規定や適宜業務を変更し、また、やむを得ない場合には、委託業務の範囲の縮小もすることができるようにする。

A light blue map of Japan is visible in the background of the slide. The map shows the main islands and surrounding waters.

(3) 長期契約を支える仕組み 「約束」等

- ・SPCに対し、情報の提供その他一定の重要事項を「約束」させ、SPCがこれに違反した場合、地方公共団体は、事業契約の一部又は全部を終了させることができることとした。

- ・「約束」の例としては、SPCは、本事業が公共性の高い事業であることから、信義誠実に本事業を遂行し、協力企業及び受託企業を監督すること、モニタリングに必要な情報を提出することなどがある。



4. 市場へのリスクの転嫁 契約終了原因及び契約終了に伴う措置

- ・本事業の重要性に鑑み、事業契約において契約終了事由は、地方公共団体又はSPCの契約違反による場合、合意による場合、不可抗力又は法令変更による場合に限定している。
- ・また、事業契約が終了した場合においても、本事業が中断しないようにするため、SPCは、一定期間、業務を継続する義務を課している。